研究開発事業に係る技術評価書(事)						前評価) (経済産業省)					
事業名		課題解決型福祉用具実用化開発支援事業			推進課室名		医療・福祉機器産業室				
事業開始。 終了(予定)年度		平成27年度~		主管課室名			医療・福祉機器産業室				
車巻の日的		福祉用具の製品開発を担う民間企業とユーザー評価を担う機関・個人とが連携した福祉用具の開発・実用化への支援を行うことで、共生社 会の構築などの新たな社会課題・ニーズに対応するとともに、解決が期待される社会課題の整理、共生社会の構築に向けて福祉用具がも たらす効果の普及・情報発信を行うことで、高齢者や障害者、介護者の福祉の増進に寄与するとともに、我が国福祉用具産業の競争力強 化を図る。									
事業概要		別紙記載のとおり。									
	成27年度 算要求額	130 (百万円)									
事業目的達成度 計測指標 及び達成計画		事業目的達成度(事業成果)計測指標			単位	立 事業開始時 (27年度)		中間評価時 (29年度)	終了評価時 (31年度予定)	事業目的達成時 (一)	
		・助成事業の終了後3年が経過した時点で50%以上の市場製品化・平成31年度までに終了して事業の2件の市場製品化を達成		指標予定 値(計画)	件	<u>-</u>		-	2	助成事業の終了 後、3年経過した 時点で50%以上の 市場製品化	
				目的 達成度 (実績)	%(実績 値÷目標 値)		/			100%	
事業所管部局(推進課、主管課)による自己点検・改善状況											
							自己評価に関する説明				
国費投入の必要性	広く国民の二	 Dニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。				0	福祉用具は、多品種少量生産の特徴があるほか、メーカーの多くが中小企業であるため、国が支援を行わないと開発が進まない。そのため、「福祉用具法」において、NEDOが研究開発及び普及の促進に資する支援を行うこととされている。また、「高齢者対策大綱」においても、超高齢社会に対応するための備えとして、福祉用具等の研究開発・実用化を推進することが掲げられている。				
	地方自治体	自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				0					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。				業と	0					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					_					
	受益者との負担関係は妥当であるか。					_					
	単位当たりコ	単位当たりコストの水準は妥当か。				-					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					_					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					_					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)					_					
効		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的 あるいは低コストで実施できているか。				_					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					_					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					_					
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					_					
	事業番号	類似事業名 所管府省·部局名			局名						
自己点検結果											
末·改善方向性	自己点検結 果を踏まえ た改善の方 向性	踏まえ 開発事業者へのヒアリングや中間報告の実施等により、事業の進捗状況の把握や効果的な事業運営に努め、予算の適正な執行および目 善の方 標達成を図る。									
外部有識者(産業構造審議会評価WG)の所見 【技術評価】											

<アウトカムに至るまでの戦略について>
・ テーマの採択に当たっては、汎用化や普及という観点を加味した審査体制とすること。

外部有識者(産業構造審議会評価WG)の所見を踏まえた改善点等

<アウトカムに至るまでの戦略について> ・ 福祉用具法の目的を実現しつつ、汎用化や普及の観点から、健常者や訪日外国人の利用にも展開できるよう、汎用的な製品開発を評価・支援する審査体 制を構築する。

課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 平成27年度概算要求額 1.3億円(新規)

商務情報政策局 医療 · 福祉機器産業室 03-3501-1562

事業の内容

事業の概要・目的

- ○急速な高齢化が進展する中、高齢者や障害者の自立の促進、介護者の負担の軽減など、従来の福祉用具の研究開発・普及に加えて、 共生社会の構築など、新たな社会課題・ニーズへの対応が求められています。
- 〇具体的には、福祉用具の製品開発を担う民間企業とユーザー評価 を担う機関・個人(福祉施設、介護施設等)とが連携した
 - アクセシビリティに配慮したインフラを支える機械器具
 - ・障害や多言語に対応したコミュニケーション支援機器
 - ・障害等にかかわりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品 等の開発・実用化を支援します。
- ○また、最新の技術動向などを踏まえて、解決が期待される社会課題 の整理、共生社会構築に向けて福祉用具がもたらす効果の普及・ 情報発信を行います。
- 〇これらにより、高齢者や障害者、介護者の福祉の増進に寄与すると ともに、我が国福祉用具産業の競争力強化を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



補助 (定額 2/3 1/2)

委託

民間企業、 評価機関等

事業イメージ

身体的特徴に合わせる カスタムメイド製品等

〇3Dプリンタなど新たな技術・装置を活用して、使用者の特性に応じた製品でありながら、低価格化や高品質化を達成する製品の開発及び製造工程改革。

アクセシビリティに配慮した インフラを支える機械器具等

〇センサー技術など既存技 術を活用して、交通インフラに おける段差や隙間等を解消 する製品の開発。

障害や多言語に対応した コミュニケーション支援機器等

より多くの人々が共に 利用しやすい製品等

- 視覚・聴覚障害のみならず、訪日外国人との意思疎通・双方向コミュニケーションを可能とするウェアラブル装置の開発。
- 障害者や高齢者に取って、 操作が煩雑な家電などを制 御管理する対話型インタ フェースの開発。

特記事項

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(抜粋)

- 〇第4条第1項:国は、この法律の目的を達成するために必要な福祉用 具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置 その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 〇第7条第1項第1号及び第2号: (NEDOが行う業務として規定。) 産業技術の実用化に関する研究開発であって、福祉用具に係る技術 の向上に資するものを助成すること。

福祉用具に関する産業技術に係る情報の収集及び前号の業務の対象となる者に対する当該情報の提供その他の援助を行うこと。